

第114号議案

大村市総合計画基本構想の策定について

大村市総合計画基本構想の策定について、大村市議会の議決すべき事件を定める条例（平成27年大村市条例第44号）第2条の規定により議会の議決を求める。

令和7年11月27日提出

大村市長 園田 裕史

第6次大村市総合計画

基本構想

基本構想 (2026～2035)

今後 10 年間の方向性となる 6 つの「基本目標」をこの章でお示しします。
この目標は、まちの未来をみんなで共有し、共に歩むための大切な指針です。

大村市の 10 年間の指針

第 6 次大村市総合計画は、「2050 年のありたいまちの姿」を見据え、社会の動向や大村市の現状等を総合的に勘案し、今後 10 年間に行政が行う取組をまとめたものです。

本計画を推進していくにあたり今後 10 年間の取組の指針を次とおり定めます。

つながりと挑戦で ありたいミライへ



ライを支える6つの柱（基本目標）

10年間の指針を踏まえ、基本目標を次のとおり定めます。

1 人を育むまちづくり

出会いから結婚・妊娠・出産・子育てまでの手厚い支援や、教育・文化・国際交流などの多様な学びを地域で支えるまちづくりを推進します。

また、ライフステージやライフスタイルに合せた支援により安心して子育てできる環境を整備し、ICT や地域資源を活用した多様な学びや青少年の社会参加を支援します。

さらに、芸術・文化・伝統の継承や国際・地域間交流を通じて、市民の誇りとつながりを育み、全ての人が成長し活躍できるまちを目指します。

2 健康でいきいきと暮らせるまちづくり

高齢者や障がいのある人、生活に困難を抱える人が自立し、地域でいきいきと暮らせるよう、市民・関係団体・関係機関などと連携し、誰もが安心して暮らせる支援体制と地域包括ケアシステムの充実を目指します。

また、健康増進や介護予防の取組、生涯スポーツの振興などを通じて、こどもから高齢者までライフステージに応じた心身の健康づくりを推進します。

さらに、医療や介護では、安心して受診・相談できる体制整備に取り組みます。

3 安全・安心なまちづくり

誰もが安心して暮らせる、安全で信頼ある地域社会の実現のため、防災・防犯・消防・交通事故防止・消費者保護などの多様なリスクに備え、地域や関係機関と連携し、迅速かつ的確に対応できる体制を強化します。

また、災害や感染症に備えた講習や啓発活動などを通じて市民の危機意識と防災力の向上を図ります。

4 活力に満ちた産業のまちづくり

農林水産業の基盤整備や担い手支援、ブランド化や6次産業化などの推進により、持続可能な地域産業の振興を図ります。

また、商業や中小企業、創業支援、企業誘致を通じて地域経済を活性化し、多世代が働きやすい環境の整備を進めます。

さらに、観光資源の磨き上げやイベント開催、交流人口の拡大を通じて、にぎわいと雇用を生む産業のまちを目指します。

5 機能的で環境と調和したまちづくり

コンパクトシティやスマートシティの推進、交通・住環境・公共施設の整備により、利便性と快適性を備えた都市空間を創出します。水資源やエネルギーの効率的な活用、自然環境や生活環境の保全、ごみの減量化や資源の循環的利用の促進など、市民・事業者・行政が連携して、持続可能で環境と調和したまちを目指します。

6 市民協働の推進と持続可能なまちづくり

地域活動や人権・男女共同参画・平和に関する取組などを支援し、市民一人ひとりの参画と多様性を尊重する地域社会の実現を目指して、市民・行政・関係機関が協働する持続可能なまちづくりを進めます。

生成AIなどの先端技術の活用により業務の効率化を進めるとともに、広報・対話の充実や人材育成により、信頼性と柔軟性のある行政運営を推進します。